

## 事業所が行っている産業の特性を踏まえて特に講じる措置について

令和6年9月30日

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会決定第1号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和4年経済産業省告示第127号）（以下「上乘せ基準告示」といいます。）第3条第1項第2号で定める「協議会において協議が調った事項」並びに令和6年3月29日の特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更に伴う整理を踏まえ、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」といいます。）の入会要件は、以下のとおりとします。

### ○「中分類 11 繊維工業」に係る産業を行っている事業所

- ・「中分類 11 繊維工業」に該当する事業所は、1号特定技能外国人を勤務させる場合には、経済産業省が別に定める審査事項に則り、次に掲げる事項を全て満たしていることとします。
  - 一 国際的な人権基準に適合し事業を行っていること
  - 二 勤怠管理を電子化していること
  - 三 パートナーシップ構築宣言を実施していること
  - 四 特定技能外国人の給与を月給制とすること
- ・また、上記事項を満たしていることの確認は、協議会事務局（以下「事務局」といいます。）により行うこととしますので、協議会への入会手続を行う際は、事務局より上記事項を満たしていることの確認を受けてください。
- ・なお、上記事項は、協議会の構成員であろうとする間及び同構成員である間は継続して取り組む必要があります。上記事項を満たさなくなった場合は、速やかに協議会に連絡願います。また、毎年度の協議会構成員資格の更新等の際に、事務局にて上記事項の遵守状況を確認し、遵守されていないことが判明した際は、協議会から除名する可能性がありますので御注意ください。

### ○「中分類 15 印刷・同関連業」に係る産業を行っている事業所

- ・「中分類 15 印刷・同関連業」に該当する事業所は、1号特定技能外国人を勤務させる場合には、全日本印刷工業組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会のいずれかに所属していることとします。
- ・協議会への入会手続を行う際は、事前に上記いずれかの団体へ所属し、会員証発行の申請を行ってください。その後、当該団体が発行した会員証の写しを入会手続時に事務局へ御提出ください。
- ・なお、上記事項は、協議会の構成員であろうとする間及び同構成員である間は継続して取り組む必要があります。上記事項を満たさなくなった場合は、速やかに協議会に連絡願います。また、毎年度の協議会構成員資格の更新等の際に、事務局及び上記団体にて上記事項の遵守状況

を確認し、遵守されていないことが判明した際は、協議会から除名する可能性がありますので御注意ください。

○「小分類 484 こん包業」に係る産業を行っている事業所

- ・「小分類 484 こん包業」に該当する事業所は、1号特定技能外国人を勤務させる場合には、日本梱包工業組合連合会に所属していることとします。
- ・協議会への入会手続を行う際は、事前に上記団体へ所属し、会員証発行の申請を行ってください。その後、当該団体が発行した会員証の写しを入会手続時に事務局へ御提出ください。
- ・なお、上記事項は、協議会の構成員であろうとする間及び同構成員である間は継続して取り組む必要があります。上記事項を満たさなくなった場合は、速やかに協議会に連絡願います。また、毎年度の協議会構成員資格の更新等の際に、事務局及び上記団体にて上記事項の遵守状況を確認し、遵守されていないことが判明した際は、協議会から除名する可能性がありますので御注意ください。

以上